

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に関する取組状況について

国の経済対策の一環として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した区民へ速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を「プッシュ型」（下記1の（1）、（2）が対象）で給付することとしましたので、この間の取組状況等について、以下のとおり報告します。

1 給付金の請求等手続き

(1) 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、杉並区に住民登録されている世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯に対して「確認書」を送付し、必要事項を記載後、区に返送する。

発送件数：55,961通（2月15日発送）

(2) 転入者

令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯については、別途お知らせを送付し、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯に対して「申請書」を送付する。必要事項を記載後、転入者全員の令和3年1月1日現在居住地発行の非課税証明書とともに区に返送する。

発送件数：27,713通（2月15日発送）

(3) 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員の住民税均等割が非課税相当となった世帯）

家計急変世帯に該当すると考えられる世帯は、「申請書兼申立書」を区から入手後、必要事項を記入し、家計急変の状況に関する書類とともに、区に申請する。

(4) その他

- 郵送での書類提出を原則とするが、オンライン申請または窓口への提出も受け付ける。
- DV被害者等で杉並区に避難居住している世帯には、個別に対応する。

2 支給方法及び時期

申請等から約1カ月後に指定の口座に振り込む。ただし、やむを得ない事情がある場合、現金での支給にも対応する。

3 周知方法

- (1) 区公式ホームページに「給付金のご案内」を掲載（最新情報を随時更新）
※新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧（個人向け）、くらしのガイド-生活支援-生活にお困りのとき 掲載
- (2) 広報すぎなみ2月15日号に「給付金の概要」を掲載
- (3) 給付金の案内チラシを区立施設の窓口等で配布
（区民事務所・福祉事務所・くらしのサポートステーション・杉並社協・自立支援給付金窓口など28か所）

4 相談体制

- (1) 庁内コールセンター
1月24日（月）開設（平日8時30分～17時15分）
- (2) コールセンター（フリーダイヤル）
2月1日（火）開設（平日8時30分～17時15分）
※なお、2月19日・26日・3月5日・12日の土曜日についても、8時30分～17時15分開設
電話番号：0120-378-233
- (3) 予約制相談窓口
2月15日（火）開設・相談受付開始：東棟7階
※2月8日（火）からコールセンター（フリーダイヤル）にて相談窓口の予約受付を開始

5 主なスケジュール（予定）

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 令和4年2月15日 | 非課税世帯及び家計急変世帯等の支給受付開始
（オンライン申請も可能） |
| 2月下旬～ | 順次給付金支給開始 |
| 5月31日 | 確認書及び申請書（プッシュ型）の返送期限 |
| 9月30日 | 家計急変世帯の申請受付終了 |